

## 令和6年第11回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和6年7月23日(火) 11時10分～11時39分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 桑原昭佳

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、安永卓生

事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、学校教育課長(吉村浩一)、  
学校教育課長補佐(岡松賢吾、平田隆輔、栗原美紀)、学校給食課長(宮本敏行)、  
生涯学習課長(中村達也)、生涯学習課長補佐(石川律子)、文化課長(瀬尾善忠)、  
文化課文化財保護推進室長(渡邊淳)

書記

教育総務課総務係長(大久保恵子)、教育総務課総務係員(湯浅美穂)

4 案件

(1) 議決事項

議案第24号 飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例  
議案第25号 飯塚市教育委員会タブレット端末機貸与及び運用規程  
議案第26号 飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱  
議案第27号 飯塚市学校運営協議会委員の任命  
議案第28号 飯塚市給食運営審議会委員の委嘱又は任命  
議案第29号 飯塚市給食運営審議会委員の委嘱又は任命  
議案第30号 飯塚市社会教育委員の委嘱

(2) 報告事項

報告第20号 令和6年第2回飯塚市議会定例会の結果について  
報告第21号 飯塚市教育委員会事務事業評価に係る外部評価者の変更について  
報告第22号 令和6年度第1回飯塚市学校開放日の結果報告について  
報告第23号 飯塚市中学校部活動の地域移行について

(3) 協議事項

① 教育行政について

◆令和6年第11回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和6年7月23日(火) 11時10分～11時39分)

○上田委員

ただいまより令和6年第11回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第24号 飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例

《説明：生涯学習課長(中村達也)》

議案第24号「飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出されるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則第4条第1項別表第2項第10号の規定により、本案を提出するものでございます。

議案書の3ページをお願いいたします。現在、飯塚市庄内生活体験学校におきましては、指定管理者が管理を行っております。現在の条例では、第3条にて飯塚市庄内生活体験学校の管理は指定管理者に行わせるものとする規定していますが、非常時等に直営による管理が行えるよう、飯塚市庄内生活体験学校の管理は指定管理者に行わせることができると改正を行うものでございます。

また、現在、庄内生活体験学校においては、12月29日から翌年の1月3日までを休館日としておりますが、令和3年1月4日より試行的に第5週を除いた水曜日を休館日としております。

これにより、継続的に実施している「生活塾事業」や「幼児の野外生活体験支援事業」に職員配置数を増やすことができ、利用者の利便を図り、かつ安全に事業運営を行うことができました。さらに、事業が行われていない日においても、2人以上の勤務シフトを組むことができ、突発的な事象や病気による休暇の場合でも安定して施設運営を行うことができました。

既に試行期間が長期に渡り、第5週を除く水曜日の休館日について利用者の認識も定着してきたことから、飯塚市庄内生活体験学校条例第4条の一部を改正し休館日の規定を変更するものでございます。

以上、簡単ではございますが飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例について、説明を終わらせていただきます。

(原案可決(全会一致))

■議案第25号 飯塚市教育委員会タブレット端末機貸与及び運用規程

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第25号「飯塚市教育委員会タブレット端末機貸与及び運用規程」についてご説明いたします。

議案書の6ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、教育委員会会議において使用する教育委員用タブレット端末機を活用するにあたり、飯塚市教育委員会タブレット端末機貸与及び運用規程を制定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

7ページをお願いいたします。本規程の主な内容について説明いたします。第1条の目的から第4条に端末機の貸与としまして、教育長は会議システムの使用及び委員の活動に資するため、委員に無償で貸与すること、同条第2項に他人への貸与・譲渡の禁止、第3項に使用期限がなくなったときの返却についてを規定しております。また、第6条の端末機の使用については、会議及び教育委員会活動に必要な範囲に限ると規定しております。次のページに、第7条の端末機の取扱いについては、教育委員会会議

に出席するときに携帯するものとして、同条第3項には、紛失や破損、故障した場合の対応について規定いたしております。第8条に禁止事項、第9条は、端末機の使用に関する遵守事項について、また第10条には、各種通知及び連絡等については、端末機を利用した電子メールにより行うことができることといたしております。

なお、この規程は、令和6年8月1日から施行することとしております。今回のタブレット導入により、より効率的な教育委員会活動となるよう積極的な運用を図って参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが議案第25号の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第26号 飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

議案第26号「飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱」についてご説明いたします。

議案書9ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員において、飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会規則第5条第3項の規定により、解嘱となる委員が生じたことに伴い、同規則第4条の規定に基づき、補欠の委員を委嘱するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき本案を提出するものです。

議案書10ページに今回委嘱することとなる後任の補欠委員の名簿、11ページに参考として委員全員の名簿を掲載しております。なお、後任委員の任期は前任委員の残任期間となります。

以上、簡単ではございますが、議案第26号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第27号 飯塚市学校運営協議会委員の任命

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

議案第27号「飯塚市学校運営協議会委員の任命」についてご説明いたします。

議案書12ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市立小中一貫校穎田校に設置する学校運営協議会において、飯塚市学校運営協議会規則第7条第4項の規定により解任となる委員が生じたことに伴い、同規則第6条の規定に基づき、補欠の委員を任命するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものです。

議案書13ページには、今回新たに任命する補欠委員名簿、また14ページには参考として委員全員の名簿を掲載しております。なお、後任委員の任期は前任者の残任期間となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第27号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第28号 飯塚市給食運営審議会委員の委嘱又は任命

■議案第29号 飯塚市給食運営審議会委員の委嘱又は任命

《説明：学校給食課長(宮本敏行)》

議案第28号「飯塚市給食運営審議会委員の委嘱又は任命」についてご説明いたします。

議案書の15ページをお願いいたします。本議案の提案理由は、飯塚市給食運営審議会委員の任期満了に伴い、飯塚市給食条例第5条及び飯塚市給食条例施行規則第8条の規定に基づき、委員を委嘱又は任命

するため提出するものでございます。

16ページの別紙「飯塚市給食運営審議会委員名簿」をお願いいたします。今回選任する委員の名簿となっております。対象者は小・中学校の校長代表の2名、小・中学校の給食主任代表の2名、飯塚市PTA連合会の代表の2名、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の代表1名、教職員代表の2名、教育委員会において認める者の1名、計10名でございます。

なお、今回選任する委員の任期は、令和6年8月1日から令和8年7月31日までとなっております。

引き続き、関連がございます、議案第29号「飯塚市給食運営審議会委員の委嘱又は任命について」ご説明をいたします。

議案書の17ページをお願いいたします。提案理由といたしまして、飯塚市給食条例施行規則第11条の規定に基づく専門部会の設置に伴い、同施行規則第8条第2項及び第4項の規定により、臨時委員を委嘱するため、本案を提出するものでございます。

今回の専門部会の設置、及び臨時委員の委嘱につきましては、現在委託で運営をしております給食調理等業務の契約期間が満了を迎えます「飯塚第一中学校区」の6校、「立岩小学校・片島小学校・菰田小学校・飯塚第一中学校・飯塚小学校・鯉田小学校」につきまして、飯塚市給食運営基本方針に基づき、給食調理等業務の委託契約を行う業者の選考を行うため、臨時委員を委嘱し、専門部会を設置するものでございます。

議案書18ページをお願いいたします。資料に記載しておりますとおり、今回の委託契約の対象となる学校の中から、菰田小学校のPTA代表を1名、また、教育委員会において認める者といたしまして、栄養教諭の5名、計6名でございます。

議案書の19ページをお願いいたします。こちらには、臨時委員の委嘱後の、審議会委員全員の名簿を記載しております。また、この名簿の下の欄外に記載しておりますとおり、臨時委員の任期につきましては審議すべき事項の審議が終了するまで、となっておりますので委託業者の選考を終えるまで、ということになります。

以上、簡単でございますが説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

#### ■議案第30号 飯塚市社会教育委員の委嘱

〈説明：生涯学習課長（中村達也）〉

議案第30号「飯塚市社会教育委員の委嘱」についてご説明いたします。

議案書の20ページをお願いいたします。提案理由につきましては、飯塚市社会教育委員の任期満了（令和6年7月31日）に伴い、社会教育法第15条、飯塚市社会教育委員条例第4条の規定に基づき、委員を委嘱するために本案を提出するものでございます。

議案書の21ページをお願いいたします。今回委嘱いたします社会教育委員は10人でございます。

飯塚市小中学校校長会より1名、社会教育関係者として関係団体から推薦いただきました4名、学識経験のある者として関係機関より2名、家庭教育の向上に資する活動を行う者として飯塚市小中学校PTA連合会から1名、そして公募により選出いたしました委員2名の合計10名を委嘱するものでございます。

委員の任期につきましては、令和6年8月1日から令和8年7月31日の2年間となっております。公募委員の2名につきましては、6月3日から21日までの公募の結果、男女1名ずつの計2名の応募があり、その2名を委員として決定しております。

以上、簡単ではございますが、飯塚市社会教育委員の委嘱についての説明を終わらせていただきます。

(原案可決(全会一致))

■報告第20号 令和6年第2回飯塚市議会定例会の結果について

《説明：教育部長(山田哲史)》

報告第20号「令和6年第2回飯塚市議会定例会の結果」につきましてご報告させていただきます。

議案書の22ページをお願いします。令和6年第2回飯塚市議会定例会が、令和6年6月12日から令和6年6月27日までの12日間開催されました。そのうちの教育委員会関係の報告を次のページに掲載しております。

23ページをお願いいたします。今回は報告が1件で、報告第10号「公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」について報告し、承認されております。

次に、2の一般質問事項につきましては、記載の通り、5名の議員からそれぞれご質問がございました。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■報告第21号 飯塚市教育委員会事務事業評価に係る外部評価者の変更について

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

報告第21号「飯塚市教育委員会事務事業評価に係る外部評価者の変更について」ご報告いたします。

議案書の24ページをお願いします。報告の理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等を行うにあたり、外部評価者の変更があったため報告するものでございます。

このことは同条第2項に、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする規定されていることから、毎年2名の学識経験者に外部評価について依頼しております。

そのうちの1名、表に記載のとおり、元小学校校長森山一昌氏に変わり、今年度より、後任としまして元中学校校長山本和生氏に依頼することになりました。なお、森保之氏につきましては、引き続き外部評価者として承諾を頂いているところでございます。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

■報告第22号 令和6年度第1回飯塚市学校開放日の結果報告について

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

報告第22号「令和6年度第1回飯塚市学校開放日の結果報告について」ご説明いたします。

議案書の25ページをお願いいたします。令和6年6月10日月曜日に、市立小中学校全校及び飯塚日新館小中学校において学校開放日を実施いたしました。

参加人数は、保護者・一般参加者を含めた合計で、小学校が3,237人、中学校が604人、小中一貫校幸袋校、飯塚鎮西校、颯田校及び穂波東校の4校が1,645人、飯塚日新館小中学校が86人となり、総合計は5,572人でした。

議案書26ページには、各学校の参加者内訳と平成23年度からの参加者数の推移を記載しております。参加者数は、前回実施した令和5年度11月と比較しますと、49人少ない結果となっております。

また、議案書27ページから37ページには、参考として各学校で実施した開放日当日の内容等を掲載しております。

以上、簡単ではございますが、報告第22号についての説明を終わります。

## ■報告第23号 飯塚市中学校部活動の地域移行について

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

報告第23号「飯塚市中学校部活動の地域移行について」ご報告いたします。

議案書38ページをお願いいたします。中学校部活動については、諸所の課題解決のため令和4年12月にスポーツ庁・文化庁両名で「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、中学校部活動の地域移行に段階的に取り組み、可能な限り早期に実現することが示されました。本市におきましても、具体的な方針づくりに向け、調査研究を実施し、本年3月、教育委員会会議においても、飯塚市中学校部活動地域移行検討委員会の設置に関する要綱についてご承認いただいたところです。

今回、調査研究及び取り組み状況について報告するものです。詳しい報告内容につきましては、別冊資料「報告第23号別冊」でご説明いたします。

それでは別冊の1ページをお願いいたします。ご承知のとおり本市には10の公立中学校があり、現在、約2,000人を超える生徒が当該校の部活動に所属し活動しております。一方、部活動に関する全国的な課題として、「やりたい部活動がないこと」や少子化により「活動自体ができない」ことや、「専門的な指導が受けられない」など、部活動の継続性が困難な状況となっております。加えて、部活動は教職員の献身的な勤務によって支えられておりますが、超過勤務や休日勤務等が課題として挙げられております。

このようななか、スポーツ庁・文化庁両庁名で「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、学校部活動を地域クラブ活動に移行するという部活動改革の方針が示されました。本市におきましても、昨年度より中学校部活動の地域移行について検討を行い、関係者による懇談会の実施を経て、方針策定に向けた飯塚市中学校部活動地域移行検討委員会を設置し、開催することといたしました。

2ページをお願いします。こちらには検討委員会でご審議いただく際の暫定版のたたき台として国や県の方針をもとに事務局で作成したもので、方針の基礎とロードマップでございます。あくまで暫定案でございます。今後この暫定案をもとに検討委員会で協議し、検討していきたいと考えております。

まずは今年度、本市の基本方針を定め、国の改革推進期間と定義されております令和7年度には休日部活動の地域移行を取り組み可能な部活動から取り組んでいき、令和8年度の休日部活動の移行完了を目指したいと考えております。その後、国・県等の動向を注視しつつ、令和10年度には平日の部活動の地域移行完了を目指していきたいと考えているところです。

3ページをお願いします。こちらは、検討委員会に関する実施概要を記載しております。本検討委員会では、地域移行に関する調査研究を行い、本市の方針を定めるための方向性についてご協議いただく予定としております。ページ左の表には各回での想定協議概要、ページ右側には委員会名簿を記載しております。

次のページをお願いいたします。こちらは地域移行を検討していくうえでの来年度までの2年間のスケジュール案でございます。

本市教育委員会会議においても、都度、進捗状況等報告を行いながら、来年度初旬には本市の方針を定め、地域移行に取り組んでいければと考えております。

なお、参考資料としまして本市の基本的な地域移行に関する考え方を示す資料も添付しておりますので、後程ご確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

■教育行政について

(継続審議)

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第11回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和6年8月27日（火）10：30からです。